三　試験研究用等原子炉の名称
四　廃止措置の対象となることが見込まれる試験研究用等原子炉施設及びその敷地（船舶にあつては、船体及び附帯陸上施設の敷地。第十六条の六第一項第四号及び同条第二項第一号において同じ。）
五　前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
六　廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し
七　廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
八　廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄
九　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
十　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
十一　廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
十二　廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
十三　廃止措置の実施体制
十四　廃止措置に係る品質保証計画
十五　廃止措置の工程
十六　廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第十六条の五の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

第十六条の五の三　法第四十三条の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第十六条の五の四　試験研究用等原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第十六条の六　法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）
三　試験研究用等原子炉の名称
四　廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地
五　前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
六　核燃料物質の管理及び譲渡し
七　核燃料物質による汚染の除去
八　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄
九　廃止措置の工程

［条を加える。］

［条を加える。］

（廃止措置計画の認可の申請）

第十六条の六　法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［号を加える。］
一　解体する試験研究用等原子炉施設及びその解体の方法
［号を加える。］
二　核燃料物質の譲渡しの方法
［号を加える。］
三　核燃料物質による汚染の除去の方法
［号を加える。］
四　核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の方法
［号を加える。］